

熊本県公報

第 1 1 1 9 1 号
平成 16 年 11 月 10 日 (水)
(毎週 月・水・金発行)

目 次

告 示	
○都市計画法の事業認可	(下水道課) 1
○字の区域の変更	(市町村総室) 1
○ "	(") 2
○都市計画事業の認可	(都市計画課) 2
○ "	(") 2
○道路の供用開始	(道路総務課) 2
○保安林の指定施業要件の変更に関する予定	(森林保全課) 3
○ "	(") 3
○字の区域の変更	(市町村総室) 3
○保安林の指定の解除	(森林保全課) 4
○家畜伝染病(伝達性海綿状脳症)の発生	(畜産衛生) 4
○広域連合を構成する地方公共団体の数の減少及び規約変更許可	(市町村総室) 4
公 告	
○道路の位置指定	(建築課) 4
○ "	(") 5
○ "	(") 5
○土地改良区役員の退任及び就任	(農村計画課) 5
○争議予告	(労働雇用課) 6
○インターネット接続環境のセキュリティ監査に係る一般競争入札の実施	(情報企画課) 6
○情報セキュリティ監査に係る提案資料等の募集	(") 8
○土地改良事業計画の決定	(農村計画課) 9
登 載 依 頼	
○平成 17 年度県立特殊教育諸学校高等部及び幼稚部募集定員の教育委員会告示	(教育委員会) 9

告 示

熊本県告示第 1093 号

都市計画法(昭和 43 年法律第 100 号)第 63 条第 1 項の規定により都市計画事業の事業計画変更を認可したので、同法第 62 条第 1 項の規定により、次のとおり告示する。

平成 16 年 10 月 21 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 施行者の名称 山鹿市
- 2 都市計画事業の種類及び名称 山鹿都市計画下水道事業 山鹿公共下水道
- 3 事業計画
 - (1) 収用の部分
変更なし
 - (2) 使用の部分
変更なし
- 4 事業施行期間
昭和 44 年 12 月 9 日から平成 23 年 3 月 31 日まで

熊本県告示第 1094 号

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 260 条第 1 項の規定により、次のとおり字の区域を変更する旨南小国町長から届出があったので、同条第 2 項の規定により告示する。

平成 16 年 11 月 10 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

変更前 の大字	変更前 の 字	区	域	変更後 の大字	変更後 の 字
中原	湯風呂	3173 の 51		中原	三村野

熊本県告示第 1095 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条第 1 項の規定により、次のとおり字の区域を変更する旨南小国町長から届出があった。

上記の届出に係る字の区域の変更は、南小国町地籍調査事業の成果（当該区域に係るものに限る。）について国土調査法（昭和 26 年法律第 180 号）第 19 条第 2 項の規定による認証のあった日からその効力を生ずるものとする。

平成 16 年 11 月 10 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

変更前 の大字	変更前 の 字	区	域	変更後 の大字	変更後 の 字
中原	湯風呂	3173 の 1 から 15 まで、3173 の 17、3173 の 19 から 26 まで、3173 の 31 から 39 まで、3173 の 43 から 49 まで		中原	三村野

熊本県告示第 1096 号

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 59 条第 1 項の規定により都市計画事業の認可をしたので、同法第 62 条第 1 項の規定により次のとおり告示する。

平成 16 年 11 月 10 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 施行者の名称 熊本市
- 2 都市計画事業の種類及び名称 熊本都市計画道路事業 7・7・11 号鹿兒島本線側道 9 号線
- 3 事業施行期間 平成 16 年 11 月 10 日から平成 26 年 3 月 31 日まで
- 4 事業地 収用の部分 熊本市島崎一丁目、花園一丁目地内
使用の部分 なし

熊本県告示第 1097 号

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 59 条第 1 項の規定により都市計画事業の認可をしたので、同法第 62 条第 1 項の規定により次のとおり告示する。

平成 16 年 11 月 10 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 施行者の名称 熊本市
- 2 都市計画事業の種類及び名称 熊本都市計画道路事業 7・7・15 号鹿兒島本線側道 13 号線
- 3 事業施行期間 平成 16 年 11 月 10 日から平成 26 年 3 月 31 日まで
- 4 事業地 収用の部分 熊本市花園一丁目地内
使用の部分 熊本市花園一丁目地内

熊本県告示第 1098 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 2 項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成 16 年 11 月 10 日から 60 日間、熊本県土木部道路総務課において一般の縦覧に供する。

平成 16 年 11 月 10 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 道路の種類、路線名及び供用開始する区間等

道路の種類	路 線 名	供 用 開 始 す る 区 間	延 長 (メートル)	備 考
主要地方道	坂本人吉線	人吉市井ノ口町字薄原	220.0	緊道整
		同 所 同 字		
		633 番 地先から		
		617 番 地先まで		

主要地方道	坂本人吉線	人吉市合ノ原町字山入 同 所 同 字	1813 番 1 地先から 1817 番 2 地先まで	17.0	緊 道 整
"	"	人吉市合ノ原町字山入 人吉市瓦屋町字与内山	1818 番 1 地先から 2227 番 3 地先まで	54.0	"
"	大津植木線	鹿本郡植木町大字広住字屋敷 同 所 同 字	854 番 4 地先から 854 番 5 地先まで	41.1	単 道 改
一般県道	湯前人吉 自転車道線	球磨郡あさぎり町深田東 球磨川左岸堤外地先から 球磨郡あさぎり町免田東	2264 番 3 地先まで	72.5	自 転 車 道 整 備

2 供用開始する期日 平成16年11月10日

熊本県告示第1099号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第29条の規定により次のように保安林の施業要件を変更する旨農林水産大臣から通知を受けたので、同法第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示する。

平成16年11月10日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 保安林の所在場所 熊本県阿蘇郡蘇陽町（次の図に示す部分に限る。）
 - 2 指定の目的 水源のかん養
 - 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
- （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県庁及び熊本県阿蘇地域振興局並びに蘇陽町役場に備え置いて縦覧に供する。）

熊本県告示第1100号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第29条の規定により次のように保安林の施業要件を変更する旨農林水産大臣から通知を受けたので、同法第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示する。

平成16年11月10日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 保安林の所在場所 熊本県阿蘇郡波野村（次の図に示す部分に限る。）
 - 2 指定の目的 水源のかん養
 - 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
- （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県庁及び熊本県阿蘇地域振興局並びに波野村役場に備え置いて縦覧に供する。）

熊本県告示第1101号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第2条第2項第2号に定める区画整理事業の実施に伴い、地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により、次のとおり字の区域を変更する旨芦北町長から届出があった。